

原子力損害の補完的な補償に関する条約 (Convention on Supplementary Compensation for Nuclear Damage (CSC))

※2023年7月現在

●原子力損害(国境を越える損害を含む)に関する国際的な賠償制度を構築

→国際的な賠償制度の構築への貢献は我が国の責務

※我が国は、2015年1月15日に国際原子力機関(IAEA)本部(ウィーン)において署名、受諾書を寄託。

我が国の締結により2015年4月15日に発効。

締約国: アルゼンチン、ベナン、インド、日本、モンテネグロ、モロッコ、ガーナ、ルーマニア、
UAE、カナダ及び米の11か国

署名国: オーストラリア、チェコ、インドネシア、イタリア、レバノン、リトアニア、モーリシャス、
ペルー、フィリピン、セネガル、ウクライナの11か国

●被害者の迅速かつ公平な救済・賠償の充実

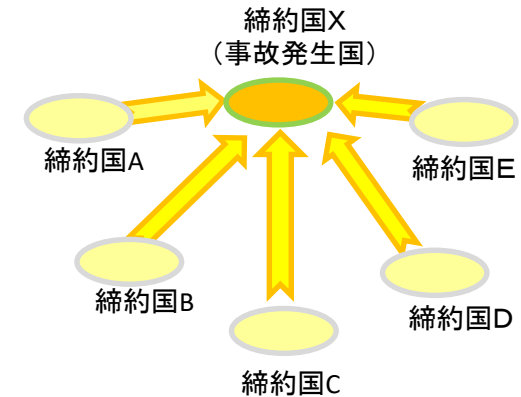
- ・原子力損害に関する訴訟の裁判管轄権を事故発生国に集中【条約第13条】
- ・原子力事業者が過失の有無を問わず賠償責任を集中して負う
(無過失責任【条約附属書第3条3】、事業者への責任集中【同条9】)
- ・自国被害者に対する外国事業者からの公平な賠償の確保(内外無差別【条約第3条2】)
- ・一定額(原則3億SDR(約540億円))以上の賠償措置を締約国に義務付け【条約第3条1(a)(i)】

- ・原子力損害が一定額を超える場合、
SDR(Special Drawing Right) : 特別引出権(IMFの国際準備資産)
1SDR=178.924円(2023年4月時点)のレートで換算
締約国の拠出金で事故発生国における賠償を補完して補償(拠出金制度)【条約第3条(b)】

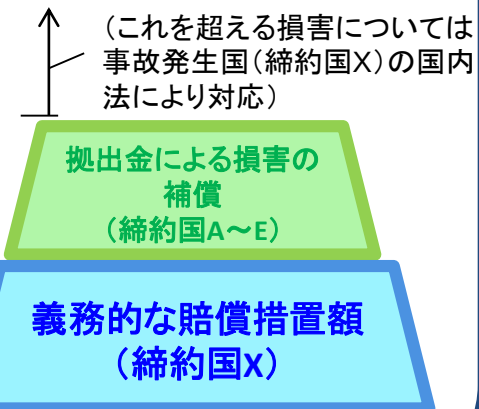
●法的予見性の向上

- ・国際ルール適用により法的予見性を向上。関連企業の活動環境を更に整備。

〈イメージ〉



〈イメージ〉



(注) 我が国は、締結に際し、現行の関連国内法令を踏まえ、①少量の核物質等を我が国の基準により適用除外とするよう、②我が国の領海内等において生じた、我が国と他の締約国の原子力事業者間の輸送中の原子力事故について、我が国の原子力事業者が責任を負うよう、また、③原子力施設内の事業者以外の財産が賠償の対象となるよう、留保を付している。